資料５

第５次沖縄県消費者基本計画の骨子案（新旧対照表）

【現行】第４次消費者基本計画（R３～R８）	【新規】第５次消費者基本計画（R９～R13）
第１章 計画の基本的な考え方	**第１章 計画の基本的な考え方**
１．計画策定の趣旨	**１．計画策定の趣旨**
２．計画の位置付け	**２．計画の位置付け**
３．計画の期間	**３．計画の期間**
第２章 消費生活を取り巻く状況と課題	**第２章 消費生活を取り巻く状況と課題**
１．消費生活を取り巻く状況	**１．消費生活を取り巻く社会環境の変化**
（１）社会経済情勢の状況	
ア 高齢化の進行と高齢者世帯の増加	（１） 消費生活に配慮を要する消費者の拡大
イ 民法改正による成年年齢の引き下げ	（２） 若年者の消費者被害防止
ウ デジタル化の進展・電子商取引の拡大	（３） 消費生活におけるデジタル技術の浸透
	（４） 消費生活のグローバル化の進展【新】
エ 自然災害の激甚化・多発化、新型コロナウイルス感染症の拡大	（５） 緊急時における消費行動の変化
オ 持続可能な社会の実現に向けた取組	（６） 持続可能でより良い社会の実現に向けた取組
カ 本県特有の社会経済状況等	（７） 本県特有の社会経済状況等
（２）本県の消費者問題の状況	**２．本県の消費者問題の状況**
ア 県内における消費生活相談件数の状況	（１）県内における消費生活相談件数の状況
イ 契約当事者の年齢	（２）契約当事者の年齢
ウ 相談内容	（３）相談内容
エ 契約当事者が若年者における相談状況	（４）契約当事者が若年者における相談状況
オ 特殊詐欺の被害状況	（５）特殊詐欺の被害状況
カ 消費生活に関する県民の意識	（６）消費生活に関する県民の意識
（３）第３次計画の取り組み状況	**３．第４次計画の取り組み状況**
２．今後の課題	
（１）高齢者に対する消費者被害の防止と消費者教育の推進	
（２）成年年齢引き下げに対応した消費者教育の推進	
（３）デジタル化の進展・電子商取引の拡大による消費者被害の防止と情報教育の推進	
（４）持続可能な社会の実現に向けた取組	
（５）事業者に対する指導	
（６）効果的な情報提供の実施	
（７）本県特有の課題を踏まえた消費者教育の推進	
第３章 消費者政策の基本目標及び施策体系	**第３章 消費者政策の基本目標及び施策体系**
１．基本目標	**１．基本目標**
２．施策の体系	**２．施策の体系**
第４章 消費生活に関する施策の展開	**第４章 消費生活に関する施策の展開**
基本目標１ 消費者の安全・安心の確保	**基本目標１ 消費者の安全・安心の確保**
（１－１）生産から消費に至る一貫した食の安全性の確保	（１－１）生産から消費に至る一貫した食の安全性の確保
（１－２）食品以外の商品・サービスの安全性の確保	（１－２）食品以外の商品・サービスの安全性の確保
（１－３）消費者事故等情報への適切な対応	（１－３）消費者事故等情報への適切な対応
	（１－４）事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進
	（１－５）大規模自然災害など緊急時における対応【新】
基本目標２ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保	**基本目標２ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保**
（２－１）表示制度の適正な運用の確保	（２－１）表示制度の適正な運用の確保
（２－２）適正な取引の確保	（２－２）適正な取引の確保
（２－３）悪質事業者に対する指導及び取締りの強化	（２－３）悪質事業者に対する指導及び取締りの強化
基本目標３ 消費者被害の防止と救済	**基本目標３ 消費者被害の防止と救済**
（３－１）被害救済及び苦情処理・紛争解決の促進	（３－１）被害救済及び苦情処理・紛争解決の促進
（３－２）インターネット利用に関する消費者被害の防止と消費者教育の推進	（３－２）インターネット利用に関する消費者被害の防止
（３－３）高齢者等の消費者被害の防止と消費者教育の推進	（３－３）消費生活に配慮を要する消費者の消費者被害の防止
	（３－４）消費生活のグローバル化の進展への対応【新】
（３－４）迅速かつ効果的な情報提供	（３－５）迅速かつ効果的な情報提供
基本目標４ 持続可能な社会の実現に向けた消費行動と事業活動の推進	**基本目標４ 持続可能な社会の実現に向けた消費行動の推進**
（４－１）食品ロス削減の推進 ※「沖縄県食品ロス削減推進計画」策定中	（４－１）食品ロス削減の推進
（４－２）環境に配慮した消費行動の推進	（４－２）環境に配慮した消費行動の推進
（４－３）持続可能な社会の形成に資する取組の推進	（４－３）持続可能な社会の形成に資する取組の推進
（４－４）事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進	
	（４－４）カスタマーハラスメントを生まない消費者意識の醸成【新】
基本目標５ 考えて行動できる「うちなー消費者」の育成（消費者教育の推進）	**基本目標５ 考えて行動できる「うちなー消費者」の育成（消費者教育の推進）**
（５－１）ライフステージに応じた様々な場における消費者教育の推進	（５－１）ライフステージに応じた様々な場における消費者教育の推進
（５－２）成年年齢引き下げに対応した消費者教育の推進	
（５－３）消費者教育の担い手の育成	（５－２）消費者教育の担い手の育成
（５－４）消費生活と関連する他の教育の推進	（５－３）消費生活と関連する他の教育の推進
基本目標６ 消費者行政を推進するための体制の充実	**基本目標６ 消費者行政を推進するための体制の充実**
（６－１）市町村における消費者行政体制の充実・支援	（６－１）市町村における消費者行政体制の充実・支援
（６－２）県消費生活センターを中心とした広域連携の推進	
（６－３）消費者施策への消費者意見の反映	（６－２）消費者施策への消費者意見の反映
（６－４）消費者の組織的な活動への支援	（６－３）消費者の組織的な活動への支援
第５章 計画の実効性の確保	**第５章 計画の実効性の確保**
１．推進体制	**１．推進体制**
（１）沖縄県消費者行政連絡会議の運営	（１）沖縄県消費者行政連絡会議の運営
（２）沖縄県消費生活審議会への報告	（２）沖縄県消費生活審議会への報告
２．数値目標の設定	**２．数値目標の設定**
３．進行管理及び実施状況の公表	**３．進行管理及び実施状況の公表**

詳細は別添参照

第５次沖縄県消費者基本計画の骨子案（新旧対照表）

【第４章 消費生活に関する施策の展開】

【現行】第４次消費者基本計画（R３～R８）			【新規】第５次消費者基本計画（R９～R13）		
頁	施策名	関連施策	施策名	関連施策	理由
	基本目標１ 消費者の安全･安心の確保		**基本目標１ 消費者の安全･安心の確保**		
23	**（１－１）生産から消費に至る一貫した食の安全性の確保**		**（１－１）生産から消費に至る一貫した食の安全性の確保**		
	ア 農薬の適正使用及び危害防止		ア 生産段階での食の安全の確保	←旧（1-1）イ･ウ	生産現場での食の安全を確保するという共通の目的に基づいて整理し、取組みを明確化する。
	イ 農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取組	→新（1-1）ア			
	ウ 食肉供給工程における監視指導の実施	→新（1-1）ア			
	エ 食中毒予防のための食品関連事業者等に対する監視指導及び自主管理体制確立の推進		イ 出荷から販売段階までの食の安全の確保	←旧（1-1）オ･カ･キ	食品の監視指導や検査を製造から販売段階での食の安全確保という共通の目的に基づいて整理し、取組みを明確化する。
	オ 食品のトレーサビリティの推進	→新（1-1）イ			
	カ 流通食品の放射性物質検査の実施	→新（1-1）イ			
	キ 輸入食品の安全対策の強化	→新（1-1）イ			
	ク 食品の安全性に関する理解促進		ウ 食品の安全性に関する理解促進		
	ケ 学校教育における衛生教育の充実	→新（5-3）ウ			教育に関する施策はすべて基本目標５に集約する。
26	**（１－２）食品以外の商品･サービスの安全性の確保**		**（１－２）食品以外の商品･サービスの安全性の確保**		
	ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査の実施		ア 消費生活関連製品の安全確保に向けた立入検査の実施	←旧（1-2）イ･ウ	各法令に基づく販売店への立入検査を、製品の安全確保として統合することで、県全体の安全対策の全体像を明確化する。
	イ 電気用品安全法に基づく立入検査の実施	→新（1-2）ア			
	ウ 消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施	→新（1-2）ア			
	エ 事業者への個人情報の保護に関する指導助言の実施		イ 事業者への個人情報の保護に関する支援の実施		
28	**（１－３）消費者事故等情報への適切な対応**		**（１－３）消費者事故等情報への適切な対応**		
	ア 消費者安全法に基づく情報提供等の実施（①）		ア 消費者安全法に基づく情報提供等の実施	←旧（5-1）②イ	重複する施策は一つに統合する。
			（１－４）事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進	←旧（4-4）	不正の早期発見により事故や被害を未然に防ぐという点で、基本目標１（消費者の安全･安心の確保）の施策とする。
			ア 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進	←旧（4-4）ア	
			（１－５）大規模自然災害など緊急時における対応【新】	新規	災害等の緊急時における消費者の安全を確保するため、新たな施策を追加する。
			ア 緊急時における消費生活の安心の確保【新】	新規	
			イ 緊急時における便乗行為等への対応【新】	新規	

第５次沖縄県消費者基本計画の骨子案（新旧対照表）

【第４章 消費生活に関する施策の展開】

【現行】第４次消費者基本計画（R３～R８）			【新規】第５次消費者基本計画（R９～R13）		
頁	施策名	関連施策	施策名	関連施策	理由
	基本目標２ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保		**基本目標２ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保**		
29	**（２－１）表示制度の適正な運用の確保**		**（２－１）表示制度の適正な運用の確保**		
	ア 食品表示法に基づく適正な食品表示の推進		ア 表示の適正化推進	←旧（2-1）イ・ウ・エ・オ・カ	消費者の判断材料となる情報を種類にかかわらず一貫して守る姿勢を明確化するため、各法令における表示適正化の取り組みを統合する。
	イ 健康増進法に基づく適正な食品表示の推進	→新（2-1）ア			
	ウ 医薬品医療機器等法に基づく適正な食品表示の推進	→新（2-1）ア			
	エ 不当な景品類及び表示に対する監視・指導の強化	→新（2-1）ア			
	オ 家庭用品品質表示法に基づく立入検査の実施	→新（2-1）ア			
	カ 住宅性能表示制度の推進	→新（2-1）ア			
	キ 商品の正確計量の監視の実施		イ 商品の正確計量の監視の実施		
32	**（２－２）適正な取引の確保**		**（２－２）適正な取引の確保**		
	ア 貸金業者に対する監督指導の実施		ア 取引に関する監督指導および適正化の推進	←旧（2-2）イ・ウ・エ・オ	不当な取引に対して総合的に監督指導していく姿勢を強調するため、各法令に基づく監督権限を統合し、悪質事業者への厳格な監視体制を明確化する。
	イ ゴルフ場等に係る会員契約の適正化の推進	→新（2-2）ア			
	ウ 割賦販売法に基づく立入検査の実施	→新（2-2）ア			
	エ 宅建業者に対する監督・指導の実施	→新（2-2）ア			
	オ 不当な取引行為に対する行政指導及び処分の強化	→新（2-2）ア			
	カ 介護サービス情報の公表の実施		イ 介護・医療サービス情報の公表	←旧（2-2）キ・ク	介護及び医療の情報公開に関する施策を統合し、明確化する。
	キ 有料老人ホーム情報の公表の実施	→新（2-2）イ			
	ク 医療機関等における医療機能情報の公表の実施	→新（2-2）イ			
	ケ 生活関連商品の価格動向の情報収集・提供		ウ 生活関連商品の価格動向の情報収集・提供		
34	**（２－３）悪質事業者に対する指導及び取締りの強化**		**（２－３）悪質事業者に対する指導及び取締りの強化**		
	ア 悪質商法の取締り強化		ア 悪質商法の取締り強化		
	イ 高度情報通信社会の進展に対応したサイバー犯罪への対策の実施（②）	→新（3-2）ア			重複する施策は一つに統合する。

第５次沖縄県消費者基本計画の骨子案（新旧対照表）

【第４章 消費生活に関する施策の展開】

【現行】第４次消費者基本計画（R３～R８）			【新規】第５次消費者基本計画（R９～R13）		
頁	施策名	関連施策	施策名	関連施策	理由
	基本目標３ 消費者被害の防止と救済		**基本目標３ 消費者被害の防止と救済**		
36	**（３－１）被害救済及び苦情処理・紛争解決の促進**		**（３－１）被害救済及び苦情処理・紛争解決の促進**		
	ア 相談情報システム（ＰＩＯ－ＮＥＴ）の活用		ア 消費者相談情報活用の推進	←旧（3-1）ウ	施策を統合し、相談を受けるだけでなく、情報の活用を強調する。
	イ 消費生活センターでの相談・あっせん		イ 消費生活相談体制の充実	←旧（3-1）エ・オ・ク	
	ウ 商品テストの実施	→新（3-1）ア			一般相談から専門的な紛争解決までを相談体制の充実として統合する。
	エ 消費者からの個人情報に係る苦情相談対応の実施	→新（3-1）イ			
	オ 沖縄県消費生活審議会消費者苦情処理部会の活用	→新（3-1）イ			
	カ 裁判外紛争解決手続制度（ＡＤＲ制度）の周知の実施		ウ 紛争解決手段と司法支援体制の周知強化	←旧（3-1）キ	県が多様な解決ルートを案内し、最後まで救済を支援するという姿勢を明確化する。
	キ 日本司法支援センター（法テラス）の周知の実施	→新（3-1）ウ			
	ク 消費者からの住宅に関する苦情処理の実施	→新（3-1）イ			
	ケ 多重債務対策及びヤミ金融被害防止対策の推進（③）		エ 多重債務対策及びヤミ金融被害防止対策の推進	←旧（5-1）②キ	重複する施策は一つに統合する。
	コ 薬物乱用防止対策の推進		オ 薬物乱用防止対策の推進		
39	**（３－２）インターネット利用に関する消費者被害の防止と消費者教育の推進**		**（３－２）インターネット利用に関する消費者被害の防止**		
	ア 高度情報通信社会の進展に対応したサイバー犯罪への対策の実施（再掲）（②'）		ア サイバー空間における安全の確保に向けた対策の実施	←旧（2-3）イ	重複する施策は一つに統合する。
	イ 安全な利用環境整備のためのフィルタリングの普及促進		イ 安全な利用環境整備のためのフィルタリングの普及促進		
	ウ インターネット利用の危険性の認識向上のための広報啓発		ウ インターネット利用の危険性の認識向上のための広報啓発		
	エ インターネット利用に関する小・中・高等学校における消費者教育の推進	→新（5-1）①エ			教育に関する施策はすべて基本目標５に集約する。
	オ デジタルコンテンツに関する啓発及び消費者教育の実施	→新（5-1）①エ			
	カ 情報教育の推進（④）	→新（5-1）①エ			
			エ 警察と連携した情報発信【新】	新規	警察の持つ犯罪情報と連携し、より迅速かつ効果的な啓発を行うため、新たな施策を追加する。
41	**（３－３）高齢者等の消費者被害の防止と消費者教育の推進**		**（３－３）消費生活に配慮を要する消費者の消費者被害の防止**		
	ア「沖縄県消費者安全確保地域協議会（仮称）」の開催		ア 消費生活に配慮を要する消費者に配慮した施策の推進	←旧（3-3）イ・オ・カ・キ	地域の見守りと権利擁護の施策を統合し、配慮を要する消費者を社会全体で支える体制を明確化する。
	イ 市町村の見守りネットワークの構築の促進、支援	→新（3-3）ア			
	ウ 地域における見守りの担い手の育成	→新（5-2）ウ			教育に関する施策はすべて基本目標５に集約する。
	エ 地域包括支援センターの職員に対する情報提供等の実施（⑤）	→新（5-2）エ			
	オ 高齢者等の悪質商法被害防止のための連携強化	→新（3-3）ア			地域の見守りと権利擁護の施策を統合し、配慮を要する消費者を社会全体で支える体制を明確化する。
	カ 成年後見制度の利用の促進	→新（3-3）ア			
	キ 日常生活自立支援事業の利用の促進	→新（3-3）ア			
	ク 警察による防犯活動の推進		イ 警察による消費者安全確保に向けた防犯・取締活動の推進	←旧（3-3）ケ	防犯指導と犯罪の摘発を統合し、警察の抑止力を強調する。
	ケ 犯罪の取締りの強化	→新（3-3）イ			
	コ 消費者教育講座の実施（⑥）	→新（5-1）②ア			
	サ 障害の特性に配慮した消費者教育の推進（⑦）	→新（5-1）②ウ			教育に関する施策はすべて基本目標５に集約する。
	シ 金銭・金融教育に関する消費者啓発事業の実施（⑧）	→新（5-3）エ			
	ス 生涯学習講座、施設と連携した消費者教育（⑨）	→新（5-1）②イ			
	セ 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供（⑩）	→新（3-5）ア			重複する施策は一つに統合する。
			（３－４）消費生活のグローバル化の進展への対応【新】	新規	グローバル化の加速に伴う消費者被害の防止、相談体制の充実を図るため、新たな施策を追加する。
			ア 海外事業者との消費者トラブルへの対応【新】	新規	
			イ 外国人の支援体制の構築と関係機関との連携【新】	新規	
45	**（３－４）迅速かつ効果的な情報提供**		**（３－５）迅速かつ効果的な情報提供**		
	ア 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供 ※再掲（⑩'）		ア 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供	←旧（3-3）セ、旧（5-1）②ア・ウ・カ、旧（5-2）ア・イ、旧（6-2）ア	広報媒体による情報提供の施策を統合し、重複した表現を省くことでわかりやすくする。
			イ 消費者被害相談窓口の周知（消費者ホットライン１８８）	←旧（6-2）オ	迅速な問題解決と被害の拡大防止に関連する内容のため、関連項目のある基本目標３（消費者被害の防止と救済）の施策とする。

第５次沖縄県消費者基本計画の骨子案（新旧対照表）

【第４章 消費生活に関する施策の展開】

【現行】第４次消費者基本計画（R３～R８）			【新規】第５次消費者基本計画（R９～R13）		
頁	施策名	関連施策	施策名	関連施策	理由
	基本目標４ 持続可能な社会の実現に向けた消費行動と事業活動の推進		**基本目標４ 持続可能な社会の実現に向けた消費行動と事業活動の推進**		
46	**（４－１）食品ロス削減の推進 ※「沖縄県食品ロス削減推進計画」策定中**		**（４－１）食品ロス削減の推進**		
	ア 食品ロス削減月間（10 月）等の取組		ア 食品ロス削減月間（10 月）等の取組		
	イ エシカル消費啓発と連動した取組		イ エシカル消費啓発と連動した取組		
	ウ 災害備蓄食料の有効活用		ウ 災害備蓄食料の有効活用		
47	**（４－２）環境に配慮した消費行動の推進**		**（４－２）環境に配慮した消費行動の推進**		
	ア 環境教育の推進（⑪）	→新（5-3）ア			教育に関する施策はすべて基本目標５に集約する。
	イ 循環型社会形成の推進		ア 循環型社会形成の推進		
	ウ 地球環境保全活動の推進		イ 環境保全活動の推進	←旧（4-2）エ	脱炭素社会の実現と環境負荷軽減に向けた取り組みを集約し、環境保全活動を一体的に促す。
	エ 環境保全型農業の推進	→新（4-2）イ			
	オ クリーンエネルギーの推進		ウ クリーンエネルギーの推進		
48	**（４－３）持続可能な社会の形成に資する取組の推進**		**（４－３）持続可能な社会の形成に資する取組の推進**		
	ア エシカル消費の普及促進		ア エシカル消費の普及促進		
	イ 地産地消の推進		イ 地産地消の推進		
	ウ 県産品の推奨		ウ 県産品の推奨		
	エ 消費者志向経営（サステナブル経営）の推進		エ 消費者志向経営（サステナブル経営）の推進		
50	**（４－４）事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進**	→新（1-4）			不正の早期発見により事故や被害を未然に防ぐという点で、基本目標１（消費者の安全・安心の確保）に変更する。
	ア 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進	→新（1-4）ア			
			（４－４）カスタマーハラスメントを生まない消費者意識の醸成【新】	新規	不当な要求による労働環境の悪化を防ぎ、持続可能なサービス提供体制を維持確・保するため、新たな施策を追加する。
			ア カスタマーハラスメント対策に係る消費者への啓発【新】	新規	

第５次沖縄県消費者基本計画の骨子案（新旧対照表）

【第４章 消費生活に関する施策の展開】

【現行】第４次消費者基本計画（R３～R８）			【新規】第５次消費者基本計画（R９～R13）		
頁	施策名	関連施策	施策名	関連施策	理由
	基本目標５ 考えて行動できる「うちなー消費者」の育成（消費者教育の推進）		**基本目標５ 考えて行動できる「うちなー消費者」の育成（消費者教育の推進）**		
51	**（５－１）ライフステージに応じた様々な場における消費者教育の推進**		**（５－１）ライフステージに応じた様々な場における消費者教育の推進**		
52	① 学校における消費者教育の推進		① 学校における消費者教育の推進		
	ア 学習指導要領に基づく学校での消費者教育（⑫）		ア 学習指導要領に基づく学校での消費者教育	←旧（5-1）①イ、旧（5-2）ウ・エ	学校での消費者教育とその支援を統合して整理し、実効性の高い消費者教育の展開を目指す。
	イ 小・中・高・特別支援学校における消費者教育への支援	→新（5-1）①ア			
			イ 大学等との連携事業の推進【新】	新規	成年年齢引き下げに伴い、早期の段階で実践的な消費者教育を行う必要があるため、新たな施策を追加する。
	ウ 消費者行政部門と学校教育部門との連携強化（⑬）		ウ 消費者行政部門と学校教育部門との連携強化	←旧（5-2）ク	学校における消費者教育と若年者への消費者教育は重複する施策となるため、統合する。
	エ 消費者教育講座の実施 ※再掲（⑥'）	→新（5-1）①カ			学校における外部人材を活用した出前講座に関する施策を一つに統合する。
	オ インターネット利用に関する消費者教育の推進（⑭）		エ インターネット利用に関する消費者教育の推進	←旧（3-2）エ・オ・カ、旧（5-2）オ、旧（5-4）オ	教育に関する施策はすべて基本目標５に集約する。学校における消費者教育と若年者への消費者教育は重複する施策となるため統合する。
	カ 金銭・金融教育に関する消費者啓発事業の実施 ※再掲（⑧'）	→新（5-3）エ			重複する施策は一つに統合する。
	キ PTA 活動等と連携した保護者への消費者教育の推進		オ PTA 活動等と連携した保護者への消費者教育の推進		
			カ 外部人材を活用した消費者教育の推進	←旧（5-1）①エ、旧（5-2）カ	学校における外部人材を活用した出前講座に関する施策を一つに統合する。
53	② 地域・家庭・職域での消費者教育の推進		② 地域社会での消費者教育の推進		
	ア 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供 ※再掲（⑩'）	→新（3-5）ア			広報媒体による情報提供の施策を統合し、重複した表現を省くことでわかりやすくする。
	イ 消費者安全法に基づく情報提供等の実施（①'）	→新（1-3）ア			重複する施策は一つに統合する。
	ウ 家庭における消費者教育を支援するための情報の提供（⑮）	→新（3-5）ア			広報媒体による情報提供の施策を統合し、重複した表現を省くことでわかりやすくする。
	エ 消費者教育講座の実施 ※再掲（⑥''）		ア 消費者教育講座の実施	←旧（3-3）コ、旧（6-2）イ	教育に関する施策はすべて基本目標５に集約する。
	オ 金銭・金融教育に関する消費者啓発事業の実施 ※再掲（⑧''）	→新（5-3）エ			重複する施策は一つに統合する。
	カ 悪質商法に関する普及啓発	→新（3-5）ア			
	キ 多重債務対策及びヤミ金融被害防止対策の推進（③'）	→新（3-1）エ			重複する施策は一つに統合する。
	ク 生涯学習講座、施設と連携した消費者教育（⑨'）		イ 生涯学習講座、施設と連携した消費者教育	←旧（3-3）ス	教育に関する施策はすべて基本目標５に集約する。
	ケ 障害の特性に配慮した消費者教育の推進 ※再掲（⑦'）		ウ 障害の特性に配慮した消費者教育の推進	←旧（3-3）サ	教育に関する施策はすべて基本目標５に集約する。
			エ 高齢者を対象とした講習会等の実施【新】	新規	高齢者の消費者被害が増加傾向にあることから、出前講座の実施の取組みについて新たな施策を追加する。

第５次沖縄県消費者基本計画の骨子案（新旧対照表）

【第４章 消費生活に関する施策の展開】

【現行】第４次消費者基本計画（R３～R８）			【新規】第５次消費者基本計画（R９～R13）		
頁	施策名	関連施策	施策名	関連施策	理由
	基本目標５ 考えて行動できる「うちなー消費者」の育成（消費者教育の推進）		**基本目標５ 考えて行動できる「うちなー消費者」の育成（消費者教育の推進）**		
55	**（５－２）成年年齢引き下げに対応した消費者教育の推進**				
	ア 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供 ※再掲（⑩′）	→新（3-5）ア			広報媒体による情報提供の施策を統合し、重複した表現を省くことでわかりやすくする。
	イ 家庭における消費者教育を支援するための情報の提供 ※再掲（⑮′）	→新（3-5）ア			
	ウ 学習指導要領に基づく学校での消費者教育（⑫′）	→新（5-1）①ア			学校での消費者教育とその支援を統合して整理し、実効性の高い消費者教育の展開を目指す。
	エ 学校教育等における消費者教育教材を活用した実践的な授業等の実施	→新（5-1）①ア			
	オ インターネット利用に関する消費者教育の推進 ※再掲（⑭′）	→新（5-1）①エ			重複する施策は一つに統合する。
	カ 外部人材を活用した消費者教育の推進	→新（5-1）①カ			重複する施策は一つに統合する。
	キ 若年者への消費者教育を担う教職員等への研修の実施	→新（5-2）イ			重複する施策は一つに統合する。
	ク 消費者行政部門と学校教育部門との連携強化（⑬′）	→新（5-1）①ウ			重複する施策は一つに統合する。
	ケ 金銭・金融教育に関する消費者啓発事業の実施 ※再掲（⑧″）	→新（5-3）エ			重複する施策は一つに統合する。
57	**（５－３）消費者教育の担い手の育成**		**（５－２）消費者教育の担い手の育成**		
	ア 消費生活相談員への研修		ア 消費生活相談員への研修	←旧（6-2）ウ	教育に関する施策はすべて基本目標５に集約する。
	イ 小・中・高・特別支援学校の教職員研修		イ 小・中・高・特別支援学校の教職員研修	←旧（5-2）キ	重複する施策は一つに統合する。
	ウ 地域の消費者教育の担い手に対する講座		ウ 地域の消費者教育の担い手に対する講座	←旧（3-3）ウ	
	エ 地域包括支援センターの職員に対する情報提供 ※再掲（⑤′）		エ 地域包括支援センターの職員に対する情報提供	←旧（3-3）エ	重複する施策は一つに統合する。
	オ 消費者教育コーディネーターの配置及び育成		オ 消費者教育コーディネーターの配置及び育成		
58	**（５－４）消費生活と関連する他の教育の推進**		**（５－３）消費生活と関連する他の教育の推進**		
	ア 環境教育の推進（⑪′）		ア 環境教育の推進	←旧（4-2）ア	重複する施策は一つに統合する。
	イ 食育の推進		イ 食育の推進		食育に関連する施策を一つに統合する。
	ウ 学校教育における食育の推進	→新（5-3）イ			
			ウ 衛生教育の推進	←旧（1-1）ケ	教育に関する施策はすべて基本目標５に集約する。
	エ 金融教育の推進		エ 金融経済教育の推進	←旧（3-3）シ、旧（5-1）①カ・②オ、旧（5-2）ケ	教育に関する施策はすべて基本目標５に集約し、重複する施策は一つに統合する。
	オ 情報教育の推進（④′）	→新（5-1）①エ			

第５次沖縄県消費者基本計画の骨子案（新旧対照表）

【第４章 消費生活に関する施策の展開】

【現行】第４次消費者基本計画（R３～R８）			【新規】第５次消費者基本計画（R９～R13）		
頁	施策名	関連施策	施策名	関連施策	理由
	基本目標６ 消費者行政を推進するための体制の充実		**基本目標６ 消費者行政を推進するための体制の充実**		
61	**（６－１）市町村における消費者行政体制の充実･支援**		**（６－１）市町村における消費者行政体制の充実･支援**		
	ア 市町村消費生活相談窓口の充実･支援		ア 市町村消費生活相談窓口の充実･支援		
	イ 市消費生活センター等との連携（⑯）		イ 市消費生活センター等との連携	←旧（6-2）エ	重複する施策は一つに統合する。
62	**（６－２）県消費生活センターを中心とした広域連携の推進**				
	ア 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供 ※再掲（⑩''）	→新（3-5）ア			重複する施策は一つに統合する。
	イ 県消費生活センターを拠点とした消費者教育の推進	→新（5-1）②ア			教育に関する施策はすべて基本目標５に集約する。
	ウ Web（オンライン）を活用した講座等の実施	→新（5-2）ア			教育に関する施策はすべて基本目標５に集約する。
	エ 市消費生活センター等との連携 ※再掲（⑯'）	→新（6-1）イ			重複する施策は一つに統合する。
	オ 消費者被害相談窓口の周知（消費者ホットライン１８８）	→新（3-5）イ			迅速な問題解決と被害の拡大防止に関連する内容のため、関連項目のある基本目標３（消費者被害の防止と救済）の施策とする。
63	**（６－３）消費者施策への消費者意見の反映**		**（６－２）消費者施策への消費者意見の反映**		
	ア 消費者意見の施策への反映		ア 消費者意見の施策への反映		
	イ 条例に基づく「知事への申出制度」の周知		イ 条例に基づく「知事への申出制度」の周知		
64	**（６－４）消費者の組織的な活動への支援**		**（６－３）消費者の組織的な活動への支援**		
	ア 消費者団体訴訟制度の活用の推進		ア 消費者団体訴訟制度の活用の推進		
	イ 消費者団体との意見･情報交換の実施		イ 消費者団体との意見･情報交換の実施		
	ウ 消費生活協同組合に対する監督･指導の実施		ウ 消費生活協同組合に対する監督･指導の実施		